

北海道情報大学受託研究取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道情報大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定めるものとする。

2 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、行うものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究 本学において民間等外部の機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 発明等 北海道情報大学職務発明規程（以下「職務発明規程」という。）第2条第1号に規定する発明等をいう。
- (3) 知的財産権 職務発明規程第2条第3号に規定する知的財産権をいう。
- (4) 出願等 職務発明規程第2条第6号に規定する出願等をいう。
- (5) 知的財産権の実施 職務発明規程第2条第7号に規定する知的財産権の実施をいう。

(受入れの条件)

第3条 受託研究を受け入れる場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
 - (2) 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。
 - (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。
 - (4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、受託研究に要する経費は、原則として委託者に返還しないこと。
 - (5) 受託研究に要する経費は、委託者が当該受託研究の開始前に納付すること。
- 2 学長は、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体又は独立行政法人である場合には、前項第3号又は第5号の条件を付さないことができる。

(受入れ手続)

第4条 学長は、受託研究の申込みをする者に、受託研究申込書（別紙様式第1号、以下「申込書」という。）を提出させるものとする。

(受入れの決定)

第5条 学長は、前条の申込書を受理したときは、本学の教員若干名による受託研究受入委員会において、次に掲げる事項を審議し、受入れを決定するものとする。

- (1) 委託者名
- (2) 研究題目
- (3) 研究目的及び内容
- (4) 研究期間
- (5) 希望する研究担当者の氏名
- (6) 委託料
- (7) その他学長が必要と認めた事項

(受入れ決定の通知及び契約)

第6条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、教育研究評議会に報告するとともに、受託研究の申込みをした者に対し、受託研究受入決定通知書（別紙様式第2号）により通知するものとする。

2 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに契約を締結するものとする。

(受託研究費)

第7条 受託研究費は、次に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 受託研究の遂行に必要な謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費、光熱水費その他の直接的な経費（以下「直接経費」という。）
- (2) ボランティアを利用した受託研究の遂行に必要な、個人情報を通正に管理するための経費（以下「情報管理料」という。）
- (3) 受託研究の遂行に関連して直接経費及び情報管理料以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）

2 前項第2号による情報管理料に関する規程は、別に定める。

3 第1項第3号による間接経費は、直接経費の30%とし、その取扱いは北海道情報大学競争的研究費等に係る間接経費の取扱方針に準ずる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、直接経費のみとすることができる。

- (1) 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金を受け、その再委託により研究を委託するものを含む。）である場合
- (2) 委託者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であつて、間接経費が措置されていない場合
 - イ 委託者から従前より直接経費のみを受け入れていた研究題目で、継続して受け入れる場合
 - ウ 競争的研究費等に、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合

5 第2項に定める間接経費の額について、異なる額とする必要があると認められるときは、学長は事務局長と協議の上、その額を変更することができるものとする。

(提供物品)

第8条 受託研究の遂行上必要な場合には、委託者からその所有に係る物品等を受け入れることができる。

(中止又は期間の延長)

第9条 研究担当者は、当該受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、受託研究を中止し、又はその期間を延長することを必要と認めたときは、あらかじめ委託者と協議の上、変更契約を締結するものとする。

(発明等の届出)

第10条 研究担当者は、受託研究の結果、発明等が生じた場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

(知的財産権の実施)

第11条 学長は、受託研究の結果生じた発明等について、本学が承継した知的財産権を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願等をしたときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第12条 学長は、前条の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が当該知的財産権を優先的に実施の期間中、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的財産権を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、委託

者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第13条 前2条の規定により、当該知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(完了手続)

第14条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、学長にその旨を報告するものとする。

2 委託者に対する受託研究の完了の報告については、次に定めるところによる。

(1) 研究の経過及び結果については、研究担当者が行うこと。

(2) 完了届及び収支精算書については、学長が行うこと。

(研究成果の公表)

第15条 学長は、必要に応じ、受託研究による研究成果の公表の時期及び方法について、委託者との間で適切に定めるものとする。

(事務)

第16条 受託研究の受入れに関する事務は、総務課が、会計に関する事務は、会計課が処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月6日から施行し、平成20年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

年 月 日

受 託 研 究 申 込 書

北海道情報大学長 殿

住 所
氏 名 (名 称)
(代表者)

印

北海道情報大学受託研究取扱規程第3条に規定する条件を遵守の上、下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

研 究 題 目	
研究目的及び内容	
研究担当者	
研究に要する経費 ※ 消費税込み	合 計 円 直接経費 円 間接経費 円 情報管理料 円
研究期間	
研究用資材、器具の提供	
その他必要な事項	

※ 研究に要する経費が国又は地方公共団体等の補助金及び委託費等の公的資金を原資にする場合

支出元（機関名称）	
事業等名称	

年 月 日

受託研究受入決定通知書

（委託者） 殿

北海道情報大学長

年 月 日付けで申込みのありました下記の受託研究について、受入れを決定しましたので通知します。

つきましては、下記の振込先に委託料をお納めくださるようお願いいたします。

記

研究題目	
研究目的及び内容	
研究担当者	
研究に要する経費 （委託料） ※消費税込み	合計 円 直接経費 円 間接経費 円 情報管理料 円
研究期間	
研究用資材、器具の提供	
その他必要な事項	

（委託料振込先）

- ・銀行名
- フリガナ
- ・口座名義
- ・口座番号